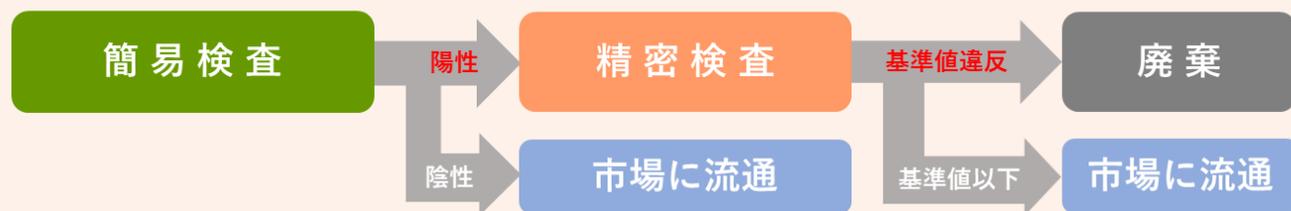


## 牛肉・豚肉の残留動物用医薬品検査

動物用医薬品は家畜の病気の予防や治療などを目的に使用されますが、適切な投与量や時期を守らないと家畜の体内に薬剤が残り、その肉を食べた人に影響を及ぼす可能性があります。そこで、当検査所では、動物用医薬品が残留していないか抜き打ち検査を行っています。

また、原因追究、再発防止のために農場や担当獣医師への聞き取りを行い、必要に応じて関係機関への情報提供を行っています。

### 【検査の流れ】



### <平成30年度～令和4年度の残留動物用医薬品検査結果>

	H30		H31 (R1)		R2		R3		R4	
	牛	豚	牛	豚	牛	豚	牛	豚	牛	豚
検査頭数	681	666	593	750	601	1039	482	1129	511	318
簡易検査陽性頭数	10	9	21	5	9	8	13	19	2	7
腎臓廃棄頭数	4	3	12	3	5	2	6	4	1	2
枝肉廃棄頭数	1	0	2	3	0	0	0	0	0	2

### <実際にあった事例>

投薬歴の申告がない豚の腎臓及び筋肉から動物用医薬品の残留が確認されたため、全廃棄となりました。この件を家畜保健衛生所に情報提供したところ、調査により「農場で子豚に使用している薬剤を、間違えて投与し、すぐ出荷してしまった可能性がある。」ということがわかり、改めて投薬管理の徹底について指導を行いました。

医薬品を使用したら、**使用記録**を付けて保管しましょう。  
獣医師の発行した**動物用医薬品指示書**や**出荷制限期間指示書**がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。